

秦野市表丹沢野外活動センター
指定管理者候補選定結果報告書

令和 4 年 7 月

秦野市表丹沢野外活動センター
指定管理者選定評価委員会

1 選定方法及び選定結果

(1) 選定方法

事業者から提出された事業計画書等の内容をあらかじめ定めた審査項目別に秦野市表丹沢野外活動センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において評価し、全委員の評点の平均点を基に選定する方法とした。

(2) 選定結果

別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表」に基づき、慎重かつ公正な審議をした結果、最も高い評点を獲得した申請番号②MGM グループを指定管理者の候補者として、また、申請番号⑨表丹沢アウトドアコミュニティを指定管理者候補者の次点者として選定した。

2 選定評価委員会の開催経過

指定管理者候補の選定に係る選定評価委員会の開催経過は、次のとおりである。

(1) 令和3年度第1回会議

ア 日時 令和4年1月27日（木） 午後1時30分から

イ 議事

(ア) 会議及び委員名簿の公開について

(イ) 秦野市表丹沢野外活動センター指定管理者募集要項及び秦野市表丹沢野外活動センター施設管理業務仕様書について

(2) 令和4年度第1回会議

ア 日時 令和4年6月28日（火） 午前11時00分から

イ 議事

(ア) 施設の管理・運営状況に係る外部評価について

(イ) 令和4年度第2回会議当日の流れについて

(3) 令和4年度第2回会議

ア 日時 令和4年7月8日（金） 午前8時35分から

イ 議事

(ア) 会議の公開について

(イ) 施設の管理・運営状況に係る外部評価について

(ウ) 指定管理者指定申請者によるプレゼンテーション

(エ) 指定管理者指定申請者の審査及び指定管理者候補者の選定について

3 選定までの主な経過

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 公募開始日 | 令和4年3月 1日 (火) |
| (2) 応募説明会・現地見学会 | 令和4年3月29日 (火) |
| (3) 質問受付期限 | 令和4年4月12日 (火) |
| (4) 質問回答期限 | 令和4年4月21日 (木) |
| (5) 申請書受付期限 | 令和4年5月19日 (木) |
| (6) 第1次審査(書類審査等) | 令和4年5月30日 (月) |
| (7) 第2次審査(プレゼンテーション) | 令和4年7月 8日 (金) |

4 募集の趣旨

秦野市表丹沢野外活動センターの管理・運營業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2第3項及び秦野市表丹沢野外活動センター条例(平成18年秦野市条例第46号。以下「条例」という。)第20条第2項の規定に基づき、指定管理者を募集したものである。

5 対象施設の概要

(1) 名称及び所在

- ア 名称 秦野市表丹沢野外活動センター
イ 所在 秦野市菩提2046番地の5

(2) 施設全体の概要

土地面積	約21,705㎡
建築面積	2,042㎡
延床面積	2,502㎡
駐車場	約50台、大型車両2台
施設内容	研修棟、活動棟、風呂棟(平成25年竣工)、いろり棟(平成29年竣工)、広場、キャンプ場、管理棟、森林遊び場(平成28年~29年工事)
竣工年	平成19年

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たすものができることとしたものである。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして、関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

キ 応募説明会・現地見学会に参加すること。

(2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意することとしたものである。

ア 要件の充足

(1)のアからカまでの要件は全ての法人等が、また(1)のキの要件は構成団体のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があること。

イ 代表となる団体

代表となる団体を定めること。また、代表となる団体が、申請に必要な書類を提出すること。なお、指定管理者指定申請書の所在地等は、代表となる団体の所在地等を記載すること。

ウ 重複応募の禁止

(ア) この応募において、単独で応募をした法人等は別のグループの構成団体になることはできないこと。

(イ) この応募において、法人等は複数のグループで同時に構成団体になることはできないこと。